

国立療養所星塚敬愛園内の国有地の使用許可に関する取扱規程

(目的)

第1条 国の庁舎等の使用を許可する場合は、「昭和33年1月7日付 蔵官第1号(大蔵省管財局長通知)」において国以外の者が使用することを許可することが出来る範囲の基準が定められており、その基準に該当した場合において許可することが出来る旨通知されている。

この規定は、国立療養所星塚敬愛園の入園者及び鹿屋市民が国有財産である園内の庁舎等の使用の申請に対して使用を許可する範囲を定めるなど適正な国有財産の管理運営を図ることを目的とする。

(使用を許可する範囲)

第2条 使用を許可する範囲は以下のとおりとする

- 1 入園者が福利厚生のため直接利用することを目的とする場合(入園者の福利厚生としてふさわしくないものを除く)
- 2 入園者がリハビリをかねた屋外訓練の場として直接利用することを目的とする場合
- 3 鹿屋市民が農園として使用する場合
- 4 入園者及び鹿屋市民の使用期間が一時的であり、かつ、使用目的が~~入園者の~~営利を目的としない場合
- 5 その他上記以外の理由で直接利用の必要が生じた場合はその都度、園と自治会で協議し決定する。

(使用の許可手続)

第3条 入園者及び鹿屋市民は使用の許可を申請する場合には、別紙1-1もしくは1-2の「使用許可申請書」に記入し、園長に届け出ること

また、許可後の管理にあたっては、別添「園内国有地の使用運営要項」を遵守すること

(使用許可期間)

第4条

使用を許可する期間は、原則1年間とするが、使用者本人から返還の申し出が無く、また、引き続き使用することについて、特に支障がないこと園及び自治会が協議のうえ判断した場合はこの限りではない。但し、鹿屋市民が引き続き使用を希望する場合は、許可期限の1ヶ月前までに使用許可申請書を提出する。

(使用料)

第5条

庁舎等の使用の許可をする場合の使用料は、使用目的が入所者の福利厚生、リハビリ等及び鹿

屋市民が農園としての利用である~~す~~ことから「無料」とする

附則

この規程は、平成15年8月1日から施行する

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

この規程の改定については、事前に入園者自治会と改定内容について協議のうえ実施する。

令和 年 月 日

「使用許可申請書」

私は、身体のリハビリ等のため、園内の国有地である下記の場所を屋外訓練の場として、使用したいのでご協力下さいますよう申請いたします。なお、使用にあたっては、園内国有地の使用運営要項を忠実に守り、違反しないことを誓約いたします。

記

1. 使用場所
2. 使用面積

令和 年 月 日

申請者 _____

舎籍名 _____

氏名 _____

以上

令和 年 月 日

_____殿

国立療養所星塚敬愛園長

「使用許可書」

令和 年 月 日付申請がありました、園内の国有地の使用につきましては、許可します。

なお、使用にあたっては、別添、園内国有地の使用運営要項を遵守すること。

記

1. 使用場所・・・別紙参照
2. 使用面積・・・_____平方メートル

以上

「使用許可申請書」

私は、園内の国有地である下記の場所を、農園として使用したいのでご許可下さいますよう申請いたします。なお、使用にあたっては、園内国有地の使用運営要項及び以下の事項を忠実に守り、違反しないことを誓約いたします。

記

1. 使用場所
2. 使用面積

(注意事項)

- ① 農園は常に清潔に保ち、害虫の発生を未然に防ぐこと
- ② 定期的に見回り、除草に努めるとともに火気は使用しないこと
- ③ 耕作については収穫も含め、すべて借受人自身で行うこと
- ④ 農作業中の健康管理及び急病時の医療機関受診は借受人が行うこと
- ⑤ 借り受けた土地を農園以外の目的に使用してはならない
- ⑥ これらのことができなくなった場合は速やかに返還すること

令和 年 月 日

申請者 _____

住 所 _____

連絡先

氏名 _____

以上

令和 年 月 日

_____ 殿

国立療養所星塚敬愛園長

「使用許可書」

令和 年 月 日付申請がありました、園内の国有地の使用につきましては、許可します。

なお、使用にあたっては、園内国有地の使用運営要項及び下記注意事項を遵守すること。

記

1. 使用場所・・・別紙参照
2. 使用面積・・・_____平方メートル
3. 使用許可期間・・・ 年 月 日から 年 月 日
(注意事項)
 - ① 農園は常に清潔に保ち、害虫の発生を未然に防ぐこと
 - ② 定期的に見回り、除草に努めるとともに火気を使用しないこと
 - ③ 耕作については収穫も含め、すべて借受人自身で行うこと
 - ④ 農作業中の健康管理及び急病時の医療機関受診は借受人が行うこと
 - ⑤ 借り受けた土地を農園以外の目的に使用してはならない
 - ⑥ これらのことができなくなった場合は速やかに返還すること

以上